

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………
- ………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……………
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)……………
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 警察署協議会委員の委嘱……………
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………
- ………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………
- 防災街区整備事業組合の理事長の就任……………
- ………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………
- 開発行為に関する工事完了……………

告示

- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)……………

●東京都告示第七百四十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

- 豊島区目白一丁目十二番一の一部、令和五年五月二十九日
- 同番七、同番八、同番十七、同番二十九日
- 十、千五十七番一の一部、同番十八、同番二十から同番二十二まで、同番二十五の一部、同番二十六から同番三十二まで、千二百三十二番二、千二百三十三番及び同番三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七百四十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和五年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	区画数
南六郷一丁目アパート	大田区南六郷一丁目	七区画
駐車場	二十二番	

●東京都告示第七百四十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和五年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	区画数
調布緑ヶ丘二丁目アパート駐車場	調布市緑ヶ丘二丁目	二二三区画
清瀬野塩アパート駐車場	清瀬市野塩二丁目三	四六一区画
		百八十七番地

●東京都告示第七百四十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区高輪三丁

目及び品川区北品川一丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

●東京都告示第七百四十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千二百二十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区広町二丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合しなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合しなかった特

定有害物質の種類 鉛及びその化合物

- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第七百四十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千二百四十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区北品川一丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合しなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第七百四十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千三百五十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区広町二丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合しなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第七百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 新荒川堤防
- 二 変更の区間 江東区東砂六丁目百二十八番三地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

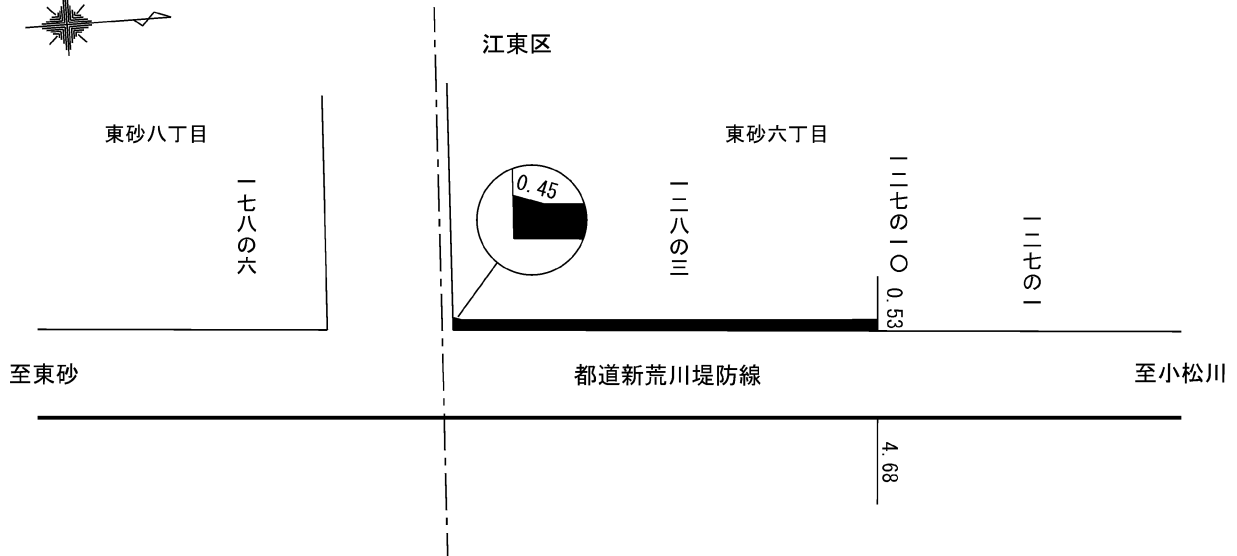
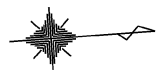
都道新荒川堤防線区域変更略図
江東区東砂六丁目地内



延長 二〇・三一メートル
面積 一〇・三三平方メートル



区域変更箇所



警察署協議会名 警視庁三宅島警察署協議会 警視庁八丈島警察署協議会 警視庁八丈島警察署協議会 警視庁八丈島警察署協議会 警視庁八丈島警察署協議会	氏名 土屋 主税 奥山 秀人 佐々木 修 山下 園志 山 真利枝
警察署協議会名 警視庁小笠原警察署協議会 警視庁小笠原警察署協議会 警視庁小笠原警察署協議会 警視庁小笠原警察署協議会	氏名 石井 亮 藤井 明 江崎 和 嶋 緑子

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人マドレボニータ

二 代表者の氏名

山本 裕子、中桐 昌子

三 主たる事務所の所在地

渋谷区神宮前六丁目二十三番四号 桑野ビル二階

四 更新された認定の有効期間

令和四年十一月十六日から令和九年十一月十五日まで

一 名称

特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュー

ト

二 代表者の氏名

西野 桂子

三 主たる事務所の所在地

港区虎ノ門一丁目一番二十一号

四 更新された認定の有効期間

令和四年十二月五日から令和九年十二月四日まで

一 名称

特定非営利活動法人ももの会

二 代表者の氏名

大井 妙子

三 主たる事務所の所在地

杉並区宮前三丁目十四番八号

四 更新された認定の有効期間

令和五年二月二十日から令和十年二月十九日まで

防災街区整備事業組合の理事長の就任について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百四十八条第三項において準用する都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により、東向島二丁目二十二番地区防災街区整備事業組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名 高柳 康夫

二 住所 東久留米市前沢五丁目二十三番六号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和五年六月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市中清戸一丁目六百九番 西東京市東伏見三丁目六番一の一部(第一工区) 十九号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

(仮称)東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクト北敷地

二 店舗所在地

東大和市清原一丁目二百二十三番地の六ほか

三 設置者名

株式会社HONJO

四 設置者住所

東大和市立野二丁目二番地の十六

五 小売業を行う者の氏名又は名称

未定

六 新設をする日

令和六年三月一日

七 店舗面積の合計

千四百平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数

店舗東側ほか 六十三台

九 駐輪場の位置及び収容台数

店舗南側 三十五台

十 荷さばき施設の位置及び面積

店舗東側ほか 五十平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗内 十一・〇二立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻

午前八時。ただし、一部店舗のみ午後十時。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業

十三 小売業を行う者の閉店時刻

午後十時。ただし、一部店舗のみ午前七時三十分から午後十時三十分まで。ただし、一部二十四時間

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯

三箇所 店舗南東側ほか

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二十四時間ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

令和五年五月三十日

十七 届出日

東京都産業労働局商工部地域産業

十八 縦覧場所

<p>十九 縦覧期間 振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) 令和五年六月十六日から同年十月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>利用することができ 利用できる時間帯 一箇所 店舗西側 の出入口の数及び位置</p>	<p>添えて、令和五年六月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。 令和五年六月十六日 東京都知事 小池 百合子 伊勢丹新宿本店</p>
<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで きる時間帯 午前六時から午後十一時までほか</p>	<p>一 店舗名 伊勢丹新宿本店 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目十四番一号ほか 三 設置者名 株式会社三越伊勢丹ほか三名</p>
<p>一 店舗名 (仮称)東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクト南敷地 二 店舗所在地 東大和市清原三丁目一番二ほか 三 設置者名 株式会社HONJO 四 設置者住所 東大和市立野二丁目二番地の十六 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定 六 新設をする日 令和六年三月一日 七 店舗面積の合計 千八百五十七平方メートル 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 七十五台 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 八十七台</p>	<p>十七 届出日 令和五年五月三十日 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) 十九 縦覧期間 令和五年六月十六日から同年十月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目十四番一号ほか 五 変更を行った設置者名 三泉トラスト保険サービス株式会社 六 変更前の設置者住所 千代田区神田錦町三丁目十一番一号 七 変更後の設置者住所 中央区日本橋本石町四丁目五番三 八 変更日 令和四年八月十五日 九 届出日 令和五年六月一日 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗西側ほか 五十四平方メートル 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十・七九立方メートル 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分 十四 来客が駐車場を 午前七時三十分から午後十一時ま</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を</p>	<p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行
東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

